

令和2年度 いじめ防止基本方針

雲南市立加茂中学校

1 「いじめ」の対応に関する方針

- 1 「全教職員で生徒を指導する、成長を支える」という基本方針のもと、いじめの早期発見・早期対応のための指導体制を確立する。
- 2 全教育活動を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を生徒一人一人に徹底することにより、「いじめを許さない学級・学校づくり」を進める。
- 3 地域に貢献し感謝される体験を通して、地域の一員としての自覚を高めるとともに、お互いの良さや頑張り認め合える生徒会活動や学年・学級活動、学校行事を通して、自尊感情と人間関係力を育む。
- 4 日頃から教育委員会との連携を密にすることはもとより、学校におけるいじめへの対処方針や指導等について、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、必要に応じ、小学校・高校との連絡、教育センター・児童相談所・警察等の地域の関係機関との連携協力を進める。

2 具体の取組事項

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、定期的に職員会議で研修・協議し、職員間の共通理解を図る。いじめを把握した場合は、直ちに緊急対応会議において対応方針を協議し、校長のリーダーシップのもと、時間を置かず組織的に解決に当たる。解決に当たっては、「いじめ解消チーム」を置く。
- (2) いじめと思われる行為を行う生徒を発見した場合は、その場で直ちに指導を行うとともに、一人で抱え込まず、情報を共有して組織的に対応する。また、必要な場合は警察等との連携も含め、毅然とした対応を行う。また、被害を受けている生徒に対しては、学校が徹底して守り通すという姿勢を、様々な指導場面で日頃から示すようにする。
- (3) (1)(2)に係る情報については、職員会議において全教職員で共通理解を図る。
- (4) いじめの早期発見のため、日頃から生徒との好ましい人間関係を醸成することはもちろんのこと、観察や生活ノート「山びこ」等を通して、生徒が発するサインを見逃さないよう努めるとともに、毎月1回の「心の安全点検」や学期に1回教育相談を実施し、生徒の悩みを積極的に受け止める。
- (5) 担任による教育相談以外に、スクールカウンセラーや養護教諭等を構成メンバーとして、校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止める教育相談体制を整備し、保護者や生徒に周知する。また、教育センターやいじめ110番、児童相談所等学校以外の相談窓口についても、周知を徹底する。
- (6) 生徒の生活実態について、定期的にアンケート調査等を行うなど、きめ細かい把握に努めるとともに、結果に基づき的確な対応を行う。

2 いじめを許さない学級・学校づくりについて

- (1) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めるとともに、指導に当たっては、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たる。
- (2) 学校全体として、校長及び各教員がそれぞれの指導の場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。

- (3) 冷やかしやからかい、相手の気持ちを踏みにじる言動もいじめであることを様々な場面で繰り返し指導する。あわせて、自分がされていやなことは「いや」と言える勇気をもつことや友達がいじめられている場面で傍観しないことの大切さについても、繰り返し指導する。
- (4) 道徳や学級活動の時間において、いじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行う。また、障がいや病気に対する理解を深める指導を行い、相手の立場に立った言動が取れるよう繰り返し指導する。
- (5) ネット上のいじめやネットトラブル防止のため、情報モラル教育の計画的な推進・充実を図る。
- (6) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員として、自身の言動には日頃から細心の注意を払う。

3 体験活動の充実について

- (1) 学校「夢」プランにおける全校奉仕活動等の体験活動を通して、奉仕活動の意義や地域社会の一員であることを自覚させるとともに、自尊感情を育てる。さらに、あいさつ運動や全校マ스ゲームの実施も「地域貢献」であることを繰り返し生徒に説明し理解させる。
- (2) よりよい人間関係づくり、集団づくりのため、構成的グループエンカウンターやロールプレイ等を各学級で実施するとともに、縦割り集団を意図的に取り入れた学校行事や体験活動、清掃活動を展開する。
- (3) 授業や部活動など、学校生活の様々な場面で、友達のがんばりを認める取組を工夫し、実施する。
- (4) 生徒会活動として、集会の実施も含め、「いじめ問題の解決」を積極的に取り上げ、「いじめのない学校づくり」のための方策を考えさせ、実行させる。

4 保護者・地域及び関係機関との連携について

- (1) 学校においていじめを把握した場合は、速やかに保護者および教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者からの訴えを受けた場合は、まず謙虚に耳を傾けた上で、関係者全員でその解決に取り組む。
- (2) 必要と判断した場合は、事実確認後の緊急対応会議を拡大し、教育委員会や児童相談所、スクールソーシャルワーカー等関係機関・者の参加を得たケース会議を開催し、問題の解決を図る。
- (3) 学校におけるいじめへの対処方針や指導等については、保護者会等の会合や学校だより、ホームページ等を通して、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。実際にいじめが発生した際には、個人情報取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保するよう努める。
- (4) 学校運営協議会やPTA 役員会、民生委員・主任児童委員連絡会をはじめとする地域の関係団体等の会合において、いじめ問題を議題として取り上げ、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめの根絶に向けて地域ぐるみで対策を進める。

3 評価

- 1 いじめを起ささないための人間関係づくりや集団づくりが、学年や学級、部活動などでできているかを職員会議等において定期的に確認するとともに、学校評価項目の一つにいじめ対応の状況を組み入れる。
- 2 平素から、学級や学年、部活動などの全体を支配する雰囲気を感じ取り、特に、立場の弱い生徒について一人ひとりの様子を見逃さないようにできているかを適時に評価し対応する。
- 3 いじめを把握した際は、上記により学校全体で連携して解決に取り組み、解決に向けた取組の検証を行う。

4 いじめ対応基本マニュアル (別紙)